



目次

告示

- 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例に規定する指定研修機関の指定に関する告示(水環境課)
- 介護施設等のマスクに関する契約の相手方等の公示(高齢者福祉課)
- 令和 2 年度登録販売者試験の実施(保健医療政策課)
- 池上土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 一般国道 140 号の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 県道熊谷羽生線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道熊谷羽生線の供用の開始(行田県土整備事務所)
- 液体クロマトグラフ高分解能精密質量分析計の賃貸借(ファイナンス・リース)に関する落札者等の公示(水質管理センター)
- 荒川左岸南部流域下水道荒川水循環センターで使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 荒川左岸南部流域下水道南部中継ポンプ場ほか 3 施設で使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターで使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センターほか 2 施設で使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 荒川左岸北部流域下水道元荒川水循環センターで使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 中川流域下水道中川水循環センターで使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 荒川左岸北部流域下水道鴻巣中継ポンプ場ほか 2 施設で使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 令和 2 年度第 2 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示(運転免許課)
- 令和 2 年埼玉県警察本部告示第 25 号の一部改正告示(警務課)
- 令和 2 年埼玉県警察本部告示第 26 号の一部改正告示(警務課)

告 示

埼玉県告示第八百八十号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）第九条の二第二項に規定する指定研修機関として、次の者を令和二年七月一日付けで指定した。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名 称 | 住 所 |
|-------------------|-------------------------|
| 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目二番四号 |
| 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 | 埼玉県さいたま市大宮区上小町千四百五十番地十一 |

告 示

埼玉県告示第八百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
介護施設等向け配布用マスク 628ケース (1,570,000枚)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県福祉部高齢者福祉課施設・事業者指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
埼京東和薬品株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目56番地1
- 5 契約金額
69,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第八百八十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験期日及び場所

| 試験期日 | 試験場所 |
|---------------|---|
| 令和二年十二月二十日（日） | 獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）、 聖学院大学（埼玉県上尾市戸崎一番一号）、 立教大学新座キャンパス（埼玉県新座市北野一丁目二番二十六号）、 ジェイエイ共済埼玉ビル（埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二番地）、 立正大学熊谷キャンパス（埼玉県熊谷市万吉千七百番地） |

二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - ロ 人体の働きと医薬品
 - ハ 主な医薬品とその作用
 - ニ 薬事に関する法規と制度
 - ホ 医薬品の適正使用と安全対策
- ### 三 受験手続
- イ 提出書類
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の五第一項に規定する申請書類
 - ロ 試験手数料
一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。
 - ハ 提出期間及び提出方法
令和二年八月二十七日（木）から九月十日（木）まで

埼玉県登録販売者試験センター（印西郵便局私書箱七号）宛の簡易書留によ

ること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

四 合格発表

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

令和三年一月二十九日（金）午前十時から同年二月一日（月）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和三年一月二十九日（金）午前十時から同年三月一日（月）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第八百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月三十一日認可した。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

池上土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第八百八十四号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図更新）

三 作業地域

狭山市全域

四 作業期間

令和二年七月一日から令和二年十二月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第八百八十五号

測量計画機関である上尾市大谷北部第二土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市大谷北部第二土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

公共測量（3級基準点測量）

三 作業地域

上尾市西部

四 作業期間

令和二年七月二十七日から令和三年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第八百八十六号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（総合交付金（改築）工事）

三 作業地域

久喜市高柳地内

四 作業期間

令和二年六月十二日から令和二年十二月十八日まで

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年八月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--------------|---|-----------------|
| | 秩父市荒川白久字横幕一八五一番一から秩父市大滝字強石イダシ道下四八三六番一まで | 区 間 |
| 二四・九〇〇一五三・一九 | 二四・九〇〇一五一・〇六 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一七〇・六七 | 一七八・七八 | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年八月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|--|-------------------------|------------------|
| <p>行田市大字下須戸字寺浦九七六番地 先から</p> <p>同市大字下須戸字寺浦九九二番一 地 先まで</p> | | 区 間 |
| <p>一一・六二〇 一四・一二</p> | <p>一一・〇六〇 一三・一七</p> | 敷地の幅員 (メートル) |
| <p>六三・〇〇</p> | | 延 長 (メートル) |
| | | 備 考 |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年八月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

| | |
|---|---------|
| 熊谷羽生線 | 路線名 |
| 行田市大字下須戸字寺浦九七六番地先から 同市大字下須戸字寺浦九九二番一地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和二年八月七日 | 供用開始の期日 |
| 令和二年八月七日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六三・〇〇メートル | 備考 |

告 示

埼玉県公営企業告示第四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月七日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

- 1 購入等件名及び数量
液体クロマトグラフ高分解能精密質量分析計の賃貸借(ファイナンス・リース)
一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県水質管理センター調査担当
埼玉県行田市小針1632番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 5 落札金額
35,937,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年4月28日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道荒川水循環センターで使用する電気 予定契約電力
14,500 キロワット 予定使用電力量 89,625,648 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
三丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

令和 2 年 7 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号 丸紅新電力株式会社

5 落札金額

1,161,916,590 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 2 年 5 月 22 日

告示

埼玉県流域下水道事業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月七日

埼玉県下水道事業管理者 今成貞昭

1 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道南部中継ポンプ場ほか3施設で使用する電気 予定
契約電力 6,014 キロワット 予定使用電力量 10,430,064 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
三丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

令和2年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 丸紅新電力株式会社

5 落札金額

163,254,260 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年5月22日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターで使用する電気 予定契約電力
12,060 キロワット 予定使用電力量 76,100,880 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
三丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

令和 2 年 7 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号 丸紅新電力株式会社

5 落札金額

985,206,754 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 2 年 5 月 22 日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道新河岸川上流水循環センターほか2施設で使用する電気
予定契約電力 4,127 キロワット 予定使用電力量 12,145,470 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
三丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

令和2年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

東京都港区芝公園二丁目6番3号 株式会社エネット

5 落札金額

189,037,353 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年5月22日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 購入等件名及び数量

荒川左岸北部流域下水道元荒川水循環センターで使用する電気 予定契約電力 3,400 キロワット 予定使用電力量 21,790,296 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

令和 2 年 7 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号 丸紅新電力株式会社

5 落札金額

281,628,917 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 2 年 5 月 22 日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 購入等件名及び数量

中川流域下水道中川水循環センターで使用する電気 予定契約電力 10,080 キロワット 予定使用電力量 65,842,560 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

令和 2 年 7 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号 丸紅新電力株式会社

5 落札金額

852,756,951 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 2 年 5 月 22 日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 購入等件名及び数量

荒川左岸北部流域下水道鴻巣中継ポンプ場ほか2施設で使用する電気 予定
契約電力 2,890 キロワット 予定使用電力量 12,306,573 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
三丁目 13 番 3 号

3 落札者を決定した日

令和2年7月14日

4 落札者の氏名及び住所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 丸紅新電力株式会社

5 落札金額

183,344,420 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年5月22日

告 示

埼玉県公安委員会告示第124号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

令和2年8月7日

埼玉県公安委員会委員長 野 瀬 清 喜

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和2年9月12日（土）

イ 技能審査

令和2年9月19日（土）及び10月6日（火）から10月9日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和2年10月13日（火）から10月16日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和2年8月7日（金）から8月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県警察本部告示第96号

令和2年埼玉県警察本部告示第25号（令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

埼玉県警察本部長 高 木 紳 一 郎

3(2)を次のように改める。

3(2)

※ 「平成30年6月26日」を「平成30年8月9日」に改める。

告 示

埼玉県警察本部告示第97号

令和2年埼玉県警察本部告示第26号（令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

埼玉県警察本部長 高木 紳一郎

3(2)及び4を次のように改める。

3(2)

※ 「平成30年11月25日」を「平成30年11月23日」に改める。

4 試験の月日、会場及び合格発表

| 試験 | 月 日 | 会 場 | 合格発表日時 | 合格発表の方法 |
|-------|---|-----------------------------|--------------------|---|
| 第一次試験 | 9月20日（日） | 埼玉県内の大学等で行う。 詳細は、別途通知する。 | 10月12日（月） 午前10時 | 合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表日の |
| 第二次試験 | 10月17日（土）又は10月18日（日）のいずれか1日及び11月23日（月）から11月30日（月）までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。 | | 12月23日（水） 午前10時 | 午前10時から7日間掲示する。 |